

平安貴族社会における追善仏事と親族集団 ——十・十一世紀を中心に——

澤田 裕子

はじめに

四十九日や周忌の仏事といった死者のための仏教儀礼は、現代と同じく平安時代でも、故人の家族・親族が主体となつて行われていた。そのため従来の家族史研究では、当時の家族・親族のあり方を反映するものとして、追善仏事は様々な角度から検討されてきた。

藤原実頼の忌日仏事を取り上げた鷲見等曜氏は、仏事の参列者が実頼の男系子孫に限られないことから、平安中期の家族は確とした親族集団をもたない双系的（非単系的）なものであった、とする⁽¹⁾。これに対し服藤早苗氏は、実頼の忌日仏事で費用負担を課せられたのは実頼の男系子孫のみであったことから、実頼の男系子孫からなる下位氏的な父系親族集団の存在を指摘した⁽²⁾。仏事の費用負担者に注目した服藤説を受け、京樂真帆氏は、四十九日や周忌の仏事に故人の父方親族だけでなく女系でつながる人物も布施を出していたことから、摂関期の親族集団は双系的であったと結論づける。そして、双系的な親族集団が成員を限定することによって父系出自集団に変化し、

父子継承される中世的な「家」が成立する、という見通しを述べている⁽³⁾。

こうした議論に対し、高橋秀樹氏は、服藤氏や京樂氏が取り上げる父系親族集団は氏と同じ傍系継承であり、そこから嫡継承という異なる継承原理をもつ中世的な「家」は成立し得ない、と指摘する。高橋氏によれば、下位氏的な父系親族集団は中世的「家」の成立後も「家」と並行して存在し、そうした併存状態が解消されるのは中世後期であった⁽⁴⁾。

一方、樋口健太郎氏は摂関期の親族集団を双系的とする京樂説を支持し、摂関家出身の母をもつ天皇は摂関と氏寺を共有する同じ親族集団に包摂されていた、と説明する。そして院政期には、それまで后妃が行っていた夫天皇の追善仏事が摂関家の氏寺ではなく王家の氏寺で行われるようになることから、一門の構造がこの時期に双系から父系へと転換し王家が成立する、と述べている⁽⁵⁾。

この樋口説に対しては、嫡継承を志向する院の「家」たる王家とそれを包含する氏としての王家（王氏）とは区別すべきであり、樋口氏

のように一門と「家」を同質視すべきではない、という栗山圭子氏の批判がある⁽⁶⁾。また高橋氏は、追善仏事で費用を負担するのは故人を中心とする双方的な親類関係であって親族集団ではないと指摘し、追善仏事に布施を出した人々から双系説を主張する京樂氏や樋口氏を批判する⁽⁷⁾。

このように従来の研究では、平安貴族社会における追善仏事を素材として、当時の家族・親族のあり方、とりわけ当時の親族集団は父系か双系かという問題について、様々な見解が示されてきた。かつての日本古代史研究では父系制社会を前提とした家父長制家族の存在が自明とされてきたが、現在では古代における家父長制家族の未成立は広く認められており、古代の日本は父系でも母系でもない双系（非単系）的な社会であったという双系説が主流となっている。にもかかわらず平安時代の親族集団が父系か双系かが議論されるのは、双系的な社会から父系制社会への転換がいつ起こったのか、見解が分かれているからである。

平安中期を対象とする研究で問題とされる親族集団は、氏よりも狭い親族からなる集団である。これを父系とみる場合には、問題の親族集団は始祖となる人物の男系子孫のみで構成される氏の分節として捉えられることが多い。平安中期の親族集団を下位氏的な父系の集団とする服藤氏が前提とするのは、八世紀以前の両属的（双系的）な氏が八世紀末に父系出自集団へと変質する、という義江明子氏の説である⁽⁸⁾。これに対し、摂関期の親族集団を双系的とする京樂氏や樋口氏は、双系から父系への転換を十一世紀末とみる。現在のところは父

系説が優勢だが、双系説も一定の支持を受けており、未だ決着には至っていない。

ところで、従来の研究では、四十九日や周忌の追善仏事が行われた場は故人の親族集団への帰属と関連するとされてきた。すなわち、追善仏事の場としてある寺院を用いることは、その寺院の建立者を始祖とする親族集団に故人が帰属したことを示すと考えられてきたのである。十・十一世紀の四十九日と周忌の仏事を分析した栗原弘氏によれば、当時の貴族社会では四十九日・周忌仏事を父方親族の建立した寺院で行うことが多く、母方の寺院は基本的に利用されなかった⁽⁹⁾。栗原氏自身は親族集団についてほとんど言及しないが、その研究成果から推測される親族集団の性格は父系的である。その一方で、故人が親王・内親王の場合には母方寺院が用いられることも少なくない、と栗原氏は指摘する。そうした母方寺院の利用は父系説では説明しがた⁽¹⁰⁾く、この時代の社会を双系的とする根拠の一つとされてきた。

そこで本稿では、十・十一世紀に四十九日・周忌仏事が行われた場を改めて整理し、この時代の親族集団の性格を明らかにしていきたい。また、中世的な「家」は十二世紀頃に成立するとされることから、十・十一世紀という時代は「家」が成立しつつあった時代と考えられる。本稿では、追善仏事の場の選択がこの二百年の間にどのように変化していったのかを分析することにより、中世的「家」の成立期における家族・親族関係の変化についても考察していく。

なお、追善仏事、すなわち死者に対する仏教的な儀礼には、四十九日・周忌仏事以外にも、毎年の命日に行われる忌日仏事や臨時に行わ

れる仏事などがある。このうち忌日仏事については、親族集団の結束力強化を目的とした行事として、従来の研究ではしばしば取り上げられてきた¹⁰⁾。しかし、そうした大規模な忌日仏事は特定の人物のみを対象とした限定的・例外的なものであり、それ以外の忌日仏事では親族が合同で行う例はほとんどみられない。『小右記』にみられる忌日を分析した大谷久美子氏は、「忌日仏事は、必ずしもその仏事を他人に公開・共有するものではなく、目的や必要がない限り、閉鎖的に行う仏事であった」と指摘する¹¹⁾。忌日仏事には親族合同の大規模なものや閉鎖的な小規模なものが混在しており、必ずしも親族集団のあり方を反映したものではなかったのである。したがって、追善仏事場の選択から親族集団のあり方を探る本稿では、四十九日と周忌仏事のみを対象とし、忌日仏事は考察の対象から外すこととした¹²⁾。

1 追善仏事場と親族集団

栗原氏によれば、この時代の追善仏事は父方寺院で行うことが多く、母方の寺院は基本的に利用されない。ただし故人が親王・内親王の場合に限っては、母方の寺院を用いることも少なくなかった。また、故人が女性の場合には夫方寺院を利用することは珍しくないが、男性が妻方寺院を追善仏事場とする例は確認できない。十・十一世紀の追善仏事では、このように、場の選択という点において臣下と皇親、男性と女性とで異なる傾向がみられた。そこで本章では、十・十一世紀の追善仏事を故人の性別・出自により「男性臣下」「女性臣下」「皇親」

の三者に分類し、それぞれの傾向を検討していく。

また、従来の研究ではほとんど触れられていないが、この時代の追善仏事では父方・母方・夫方寺院以外の場所、たとえば故人の自宅や比叡山内の仏堂などで追善仏事を行った例が少なからずみられる。なかには、後述する藤原懷平女御邸殿のように、父方に有力な寺院が存在するにもかかわらず、他所を用いるケースもあった。追善仏事場の選択が親族集団への帰属を示すのであれば、こうした他所での仏事についても検討する必要があるだろう。そのため本章では、従来の研究で取り上げられてきた「父方寺院」「母方寺院」「夫方寺院」「自己建立寺院」に加えて、「その他寺院」¹³⁾「住宅等」¹⁴⁾というカテゴリーを設け、父方・母方・夫方寺院以外の場が選択される背景についても考察していきたい。

なお、本稿での「父方寺院」「母方寺院」「夫方寺院」は、それぞれ故人の父方・母方・夫方親族が建立した、あるいは何らかの形で関わった寺院を指すこととする。その多くは、たとえば父方寺院であれば父や父方祖父、同父キョウダイなど、故人のごく身近な親族により建立された寺院である。ただし、なかには故人との関係がわかりにくいケース、判断に迷うケースも存在する。そうした事例については適宜注を付す。

十・十一世紀の四十九日・周忌仏事では、管見の限り、男性臣下二十五名、女性臣下（孫王を含む）五十六名、天皇・皇太子を父とする皇親二十名¹⁵⁾の、計百十一名について仏事の行われた場が判明する。この中には四十九日と周忌双方の場がわかるケースもあるため、

事例数としては、男性臣下四十例、女性臣下七十二例、皇親二十六例の、計百三十八例となる。四十九日と周忌の仏事は、同じ場所で行われることもあれば、違う場所が選択されることもあった。本章では、この百三十八例を「父方寺院」「母方寺院」「夫方寺院」「自己建立寺院」「その他寺院」「住宅等」の六種に分類し、従来の研究では見過ごされてきた「その他寺院」「住宅等」も含めて分析することにより、この時代の親族集団のあり方とその変化について考察していく。

(1) 男性臣下の追善仏事

臣下の男性では、四十例【末尾表A】で追善仏事の場合が判明する。最も多いのは父方寺院を利用するケースで、十八例が確認できる。ここで利用された父方寺院は、ほとんどが故人の父や祖父など父方直系尊属により建立された寺院であった。

また、故人の出自により父方寺院を利用する割合に差がみられる、という点も注目される。藤原基経の建立した極楽寺、その子忠平の法性寺など、複数の有力寺院を父方にもつ基経の男系子孫では、二十五例中十三例が父方寺院を利用する。それに対し、基経男系子孫以外の男性では、父方寺院の利用は十五例中五例にとどまる。こうした点からは、政権に近い立場を独占し続けた基経男系子孫は、それ以外の人々に比べて親族集団への帰属意識が高かったのではないか、と考えられる。

父方寺院以外では、自己建立寺院を利用したケースが八例ある。母方・妻方の寺院を利用したケースは、栗原氏も指摘するように、男性

臣下では確認できない。その他の寺院を利用したケースは六例みられるが、そのうち半数の三例が比叡山内の仏堂を利用する。その場合、用いられるのは山内の特定の堂舎ではなく、故人と用いられた仏堂の関係も確認できない⁽¹⁶⁾。このように追善仏事の場合として比叡山内の仏堂が用いられた背景には、天台浄土教の影響や、天台僧との個人的なつながりが推測される。残る関係不明寺院三例については、故人の親族と何らかの関わりがあった寺院である可能性が否定できない⁽¹⁷⁾。

「住宅等」を用いたケースは八例みられるが、こうした住宅での追善仏事については、生前の生活空間や臨終の場との関係が指摘されている⁽¹⁸⁾。また、葬送の場を追善仏事に用いることもあり⁽¹⁹⁾、知人の僧侶の家を利用することもあった⁽²⁰⁾。

このように、男性臣下の追善仏事では、父方寺院や自ら建立した寺院が主に利用される一方で、比叡山内の仏堂や自宅などの住宅を用いたケースも少なからず存在した。こうした他所での仏事は故人の生前の信仰や生活を反映したものであり、親族集団への帰属意識を考える上で注目される。

(2) 女性臣下の追善仏事

臣下の女性では、七十三例について追善仏事の場合が判明する。そのうち最も多いのは父方寺院利用の三十例であり、次いで夫方寺院利用と住宅等利用がそれぞれ十五例ずつみられる。用いられた父方寺院は、男性臣下の場合と同じく、父や祖父など父方直系尊属により建立され

た寺院がほとんどであった。また、夫方寺院は夫自身あるいは夫の父方直系尊属が建立した寺院が大半を占める。基経男系子孫とそれ以外とで父方寺院の利用に差がみられるのも、男性臣下と同様であった。

女性臣下の追善仏事で注目されるのは、故人が天皇の後妃であった場合（臣下と再婚したケースを除く、以下同じ）には夫方の寺院を利用しない、という点である。皇后や皇太后の追善仏事が国家の寺院である東西寺で行われたり、天皇の母后のための追善仏事が宮中で催されたりすることはあっても、后妃の四十九日や周忌の仏事が夫天皇やその父方親族により建立された寺院で行われることはなかった。

このように女性臣下の場合、天皇の後妃とそれ以外とで追善仏事の場の選択に大きな差がみられる。そこで以下では、天皇の後妃【末尾表BⅠ】とそれ以外の女性【末尾表BⅡ】にわけて分析を進めることとしたい。

天皇の後妃であった女性では、三十例中二十例が父方寺院を利用する。この二十例のうち十八例は父方直系尊属の建立した寺院を利用している⁽²¹⁾。自己建立寺院の利用は二名三例、母方・夫方寺院およびその他の寺院を用いたケースは一例もみられない。

住宅等では、里第を用いるケースが多く、父方寺院と里第の二カ所で仏事を行う例もある。また、里第ではなく内裏の殿舎で行った例もある。いずれにしても、故人の生前の生活空間が仏事の場に選ばれたものと考えられる。

このように父方寺院の利用が多くを占める后妃に対し、それ以外の女性では、父方寺院利用が四十三例中十例、夫方寺院利用が十五例で、

夫方寺院の利用が父方寺院の利用を上回る。さらに、夫方寺院を利用したケースをみると、故人は基経男系子孫ではない例が多く、夫は基経男系子孫であった例が多いことに気づく。

后妃以外の女性では、故人が基経男系子孫の場合には、十三例中六例が父方寺院を利用する一方、夫方寺院の利用は二例しかみられない。それに対し、基経男系子孫以外では、父方寺院の利用は三十例中三例、夫方寺院の利用は十三例で、基経男系子孫の女性とは異なり、父方寺院より夫方寺院を選択する傾向がみられる。そして、夫方寺院を利用した基経男系子孫以外の女性について夫の出自をみると、十三例中十例は夫が基経男系子孫であった。すなわち、基経男系子孫以外の女性が基経男系子孫と結婚した場合には、夫方寺院を利用する傾向が特に強くみられるのである。

追善仏事の場の選択が故人の親族集団への帰属を表わすのであれば、こうした傾向からは、女性の場合、故人とその夫の出自により父方・夫方どちらに帰属するかが左右された、と考えられる。基経男系子孫の女性は、夫の出自にかかわらず「基経男系子孫の」娘であること⁽²²⁾が重視された。それに対し、基経男系子孫以外の女性が基経男系子孫の妻となった場合には、「（基経男系子孫以外の）娘であること」よりも「（基経男系子孫の）妻・母であること」の方がより重視されたのである。

后妃以外の女性臣下では、こうした父方・夫方寺院以外にも、自ら建立した寺院や仏堂を利用した例が二例ある。ただし、これらの自己建立寺院・仏堂は、男性臣下の建立した寺院とは異なり、建立者の子

孫に利用されることはなかった。女性により建立された寺院は子孫の側からみれば母方の寺院であり、女性の自己建立寺院が子孫に利用されなかったことは、基本的に母方寺院が追善仏事の場として用いられなかったことと対応する。また、后妃であった女性でも自己建立寺院の利用は三例みられるが、それらの寺院も所生子の追善仏事には利用されない。親王・内親王が利用した母方寺院はすべて母の父方寺院であり、母の建立した寺院は利用されなかった。

このほか女性臣下では、父方・夫方・自己建立寺院以外の寺院を利用したケースは七例あり、そのうち三例で比叡山内の仏堂を利用する²²⁾。また、住宅など寺院以外の場を利用したケースも八例みられる。これらは男性の場合と同じく、故人の生前の信仰や生活を反映したものと考えられる。

親族集団への帰属との関係で特に注目されるのは、藤原懷平女で御匣殿と呼ばれた女性のケースである。御匣殿の四十九日は藤原行成建立の世尊寺で行われた。行成の母と御匣殿の父懷平の室はともに源保光の娘だから、行成と御匣殿は母親同士が姉妹であった、すなわち母方イトコであった可能性がある。そうであれば、この事例は母方寺院の利用ということになり、皇親以外でも母方寺院が利用されたことを示すものとなる。ただし、皇親の母方寺院利用はすべて母の父方寺院を利用したが、御匣殿の場合はそうではない。御匣殿の母方祖父と考えられる源保光は洛北松ヶ崎に円明寺を建立していたが、そこは利用されなかったのである。

また、御匣殿は法性寺東北院を建立した藤原実頼の男系曾孫であり、

そのため父方オジ実資は東北院で仏事を行うべきとの認識を示している²³⁾。しかし、御匣殿の四十九日法事は父方の法性寺東北院でも母方祖父建立の円明寺でもなく、母方イトコ建立の世尊寺で行われた。このように特異な選択がなされた背景には、世尊寺という寺院の性格が関係しているのではないかと考えられる。

世尊寺では御匣殿以外にも、様々な人物の追善仏事が行われた。建立者行成とその娘はもとより、行成室源泰清女の母と考えられる泰清室や、行成外祖父保光の兄重光の妻（源則理母）、行成との関係を確認できない良子内親王（父後朱雀天皇、母禎子内親王）まで、追善仏事の場として広く利用されている。これほど広範囲の人々に利用された寺院はほかにみられず、これらの人々がみな世尊寺の建立者行成を始祖とする親族集団に帰属したとは考えにくい。

おそらく世尊寺は、追善仏事にふさわしい場として当時の人々に認識されていたのだろう。そしてそれゆえに、御匣殿本人あるいは仏事を主催した父懷平は父方の法性寺東北院よりも世尊寺で追善仏事を行いたいと希望し、その思いが実現されたのだと考えられる。これは親族集団への帰属よりも個人の意思が優先された結果であり、比叡山内の仏堂や自宅など寺院以外の場を利用したケースとも通じるものといえる。

女性の追善仏事の場に関して、栗原氏は、十一世紀になると夫方寺院の利用が減少すると指摘し、その理由を父系觀念の強まりによって夫婦関係より父子関係が重視されるようになるためと説明する。女性臣下の夫方寺院利用は、十世紀が三十二例中十例、十一世紀が四十一

例中五例だから、確かに十一世紀になると夫方寺院を利用するケースは減少する。しかしその一方で、父方寺院の利用は十世紀が三十二例中十四例、十一世紀は四十一例中十六例で、その割合は十一世紀になっても増加しない。夫方寺院を利用せず父方寺院を利用する割合の高い后妃の事例を除いても、女性臣下の父方寺院利用は十世紀が二十例中五例、十一世紀は二十三例中五例で、やはり増加していない。父系觀念が強まれば父方寺院の利用が増加するように思われるが、実際にはそのような変化はみられないのである。

十一世紀に増加したのは、父方寺院でも夫方寺院でもない、他所での追善仏事であった。比叡山内の仏堂や自宅など寺院以外の場を用いたケースがその中心である。このような他所での追善仏事は十世紀からみられるものの、十一世紀半ばより増加し、十一世紀末には父方・夫方寺院は追善仏事の場として利用されなくなる。それは女性に限った話ではなく、男性でも同様であった。追善仏事の場の選択にみられるこうした変化は、親族集団への帰属よりも故人の生前の信仰や生活といった個人的な事柄を優先する傾向が高まりつつあったことを示すものであり、親族関係の変化を反映した現象と考えられる。

(3) 皇親の追善仏事

天皇・皇太子を父とする皇親の追善仏事では、二〇名二六例【末尾表C】で仏事の場合が判明する。皇親の追善仏事では、父方寺院の利用が五例、母方寺院の利用が九例と、臣下では基本的に用いなかった母方の寺院を利用するケースが少なくない。その理由について栗原氏は

「天皇一族は基本的には父から息子へと相続される父系制的な面を発達させたが、厳格な意味での父系制の觀念が育まねず、古代の双系的な觀念が温存されてきたために、子供の父親への帰属觀念が充分に成熟せず、母方への帰属觀念が払拭されなかったことに一因があると考えられる」と述べ、親王・内親王の母方寺院利用は双系制の遺存であるとの見解を示す。

しかし、親王・内親王の追善仏事が母方寺院で行われる一方で、天皇自身の追善仏事には母方寺院はほとんど利用されない。天皇の追善仏事は自身の御願寺や後院、里内裏などで行われるのが通例であり、母方寺院を利用したケースは第3章で取り上げる後冷泉天皇の事例のみであった。また、皇親の利用した母方寺院はすべて摂関により建立された寺院であり、母の父方寺院である。母方寺院での追善仏事は摂関周辺の皇親にしかみられない特殊なものであり、しかも天皇の場合は摂関の外孫であっても基本的に母方寺院を利用しない。したがって、皇親の母方寺院利用を当時の社会が双系制であったこと、あるいは天皇周辺にのみ双系制が残存していたことの根拠とすることはできない。

ではなぜ、親王・内親王は母方寺院を追善仏事の場としたのか。その理由は皇親の父方寺院利用から明らかとなる。臣下の場合、父方寺院に分類される寺院の多くは父方直系尊属により建立された寺院であった。それに対し皇親の追善仏事では、父や祖父など父方直系尊属により建立された寺院の利用は、醍醐天皇男代明親王の周忌仏事が父の建立した醍醐寺で行われた一例のみである。それ以外にも父方親族

が関係した寺院を用いた例はあるが、それらはキョウダイやイトコその他の親族となんらかの関わりがあった寺院であり、臣下の利用した父方寺院のような父方直系尊属の建立した寺院ではなかった²⁴⁾。

親王・内親王が父や祖父の建立した寺院を追善仏事に利用しないということは、言い換えれば、親王・内親王の父・祖父にあたる天皇の建立した寺院は建立者子孫の追善仏事に利用されない、ということである。また先述のように、天皇の妻である后妃は追善仏事に夫方寺院を利用しなかった。天皇の建立した寺院は、建立者である天皇の家族・親族には共用されなかったのである。これは、臣下建立の寺院が建立者の妻や子孫の追善仏事の場合として利用され、親族集団の核とみなされてきたこととは対照的といえる。

臣下のように父方直系尊属の建立した寺院を利用できなかった親王・内親王は、それ以外の場を選択せざるを得なかった。母方の後見が比較的しっかりしていた摂関周辺の皇親は、母の父方寺院を利用することができた。それ以外の親王・内親王は、何らかの縁故を頼って追善仏事の場を確保したのである。

もっとも、天皇により建立された寺院が妻子の追善仏事に用いられなかったのはなぜかという問題については、天皇と家族・親族の関係がどのようなものであったのか、どのような点が臣下と異なっていたのか、という点と共に、更に検討を要する。こうした天皇とその家族・親族をめぐる諸問題については、今後の課題である。

十・十一世紀の追善仏事では、故人の父方寺院を用いる例が最も多

く、母方・夫方寺院を利用する場合でも用いられたのは基本的に母・夫の父方寺院であった。また、男性の建立した寺院は子孫の追善仏事の場として用いられたが、女性の建立した寺院が子孫に利用されることはほとんどなかった。こうした傾向から、追善仏事の場の選択にあられる親族集団の性格は父系と考えられる。

このような父系が基本の社会で天皇・皇太子の子女だけが母方寺院を利用したのは、天皇の建立した寺院が建立者である天皇の妻子の追善仏事には用いられなかったためである。皇親の追善仏事に用いられた母方寺院は、すべて外戚である摂関の建立した寺院であった。皇親の母方寺院利用は、父方寺院である天皇建立寺院の特殊性と皇親をミウチに取り込みたい外戚の思惑とによって生じたものであり、当時の社会が双系的であったことの証左とはならない。

また、女性の追善仏事には父方寺院だけでなく夫方寺院も用いられたが、その選択は誰の娘・妻・母であるかという故人の立場や出自などによって左右されていた。追善仏事の場合が親族集団への帰属を示すのであれば、女性の親族集団への帰属は生得的なものではなく、状況によって変化する流動的なものであった、と考えられる。女性は誰の娘・妻・母であるかによって帰属する集団が変化し得る、いわば父・夫・子に付属する存在だったのである。

従来、平安中期の親族集団を父系とみる場合には、その集団は氏と同様の性格をもつ氏の分節と考えられてきた。しかし、追善仏事の場の選択からみた女性の親族集団への帰属は、氏とは異なり生得的なものではなく、状況により左右される流動的なものであった。そのほか、

皇親の母方寺院利用や他所での追善仏事など、追善仏事の場にあられる親族集団を氏の分節と考えると整合的に説明しがたい点は少ない。

これまでの研究では、追善仏事の場として建立者の子孫に利用された寺院は「氏寺」と呼ばれてきた。「氏寺」という語の史料上の初見は『日本後紀』延暦二十四年正月癸酉条であり、律令的な氏の再編・変質期である平安初期に氏人意識の形成を背景として成立したと指摘される²⁶⁾。しかし、管見の限り、撰関期の古記録に「氏寺」の語はみられない。十・十一世紀に追善仏事の場として建立者の子孫により利用された寺院のことを、同時代の貴族たちは「氏寺」とは記さなかったのである。当時の人々は、寺院を追善仏事の場として共用した集団を、氏とは異なるものと認識していたのだろう。

2 十世紀の「氏寺」利用と親族集団の性格

前章でみたように、追善仏事の場の選択に父系的な傾向が見られるのは確かであり、父系の親族間には何らかの集団が存在したと考えられるものの、その性格は氏の分節とは異なるものであった。その集団の実態を明らかにするため、本章では、従来の研究で「氏寺」と呼ばれた寺院の代表格である極楽寺・法性寺・法興院の三ヶ寺で行われた追善仏事を取り上げる。

これらの寺院は、いずれも九世紀末から十世紀に建立され十一世紀にかけて利用された撰関建立の寺院であり、追善仏事の場として利用

された事例も多い。これらの寺院を追善仏事の場として利用した人々は建立者などのような関係にあったのかを分析することによって、この時代の親族集団のあり方を明らかにしていきたい。

(1) 極楽寺

極楽寺は藤原基経が発願し、その子息らによって整備された寺院である。極楽寺で四十九日・周忌仏事を行った人物は八人、それらの人々を建立者基経との関係により分類すると、次のようになる。〔図1〕

(a) 基経男系子孫 ∷ 温子・仲平・顕忠・実頼女

極楽寺を追善仏事の場として利用した八人のうち、四人は基経の男系子孫であった。温子と仲平は基経の子女、顕忠は男系孫、実頼女は男系の曾孫である。

(b) 男系子孫以外の基経子孫 ∷ 均子内親王・保明親王・慶頼王

男系子孫以外の基経子孫とは、母方を介して基経と血縁がつながる人々であり、三人が該当する。均子内親王の母は基経女温子、保明親王の母は基経女穩子だから、二人はともに基経の外孫である。もう一人の慶頼王は保明親王の子で母は基経男時平の娘仁善子、したがって基経男の外孫にあたる。

(c) 基経子孫以外 ∷ 藤原善子

極楽寺を追善仏事の場とする八人のうち、藤原善子だけは基経との血縁関係を確認できない。善子の出自は不明だが、基経男仲平の室であり、姻戚関係を通じて基経とつながる。

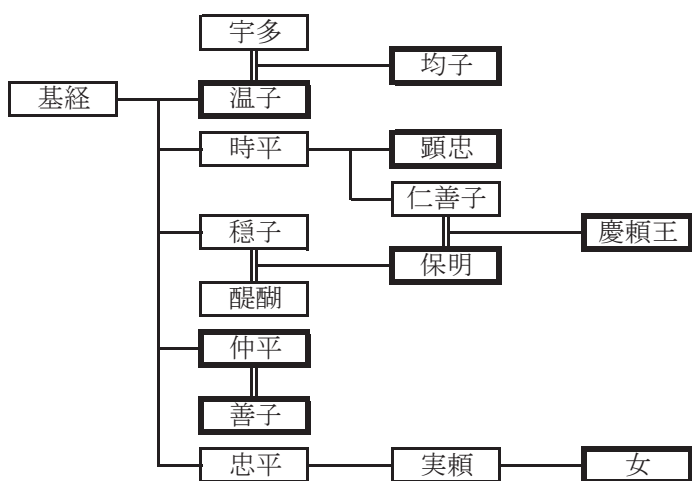


図1 極楽寺を追善仏事の人々（太線枠）

（2）法性寺

法性寺は極楽寺を建立した基経の子忠平により建立された寺院である。法性寺では二十一人の四十九日・周忌仏事が行われており、極楽寺に比べて格段に多い。法性寺内には、忠平男実頼の東北院をはじめとして、忠平の子孫等によりいくつもの子院や仏堂が営まれていた。この二十一人にはそうした子院での追善仏事を含む可能性はあるものの、子院で行われたことが明確な事例を除き、すべて法性寺の事例と

して扱う。これらの人々を建立者忠平との関係により分類すると、次のようになる。〔図2〕

（a）忠平男系子孫 …… 忠平・実頼・師輔・師尹・寛子・述子・安子・伊尹・芳子・煌子・低子・城子・公任女

建立者忠平本人の追善仏事は法性寺で行われた。それ以外では十二人の忠平男系子孫が法性寺を利用する。実頼・師輔・師尹・寛子は忠平の子女、述子・安子・伊尹・芳子は男系孫、煌子・低子・城子は男系曾孫、公任女は男系玄孫である。

（b）男系子孫以外の忠平子孫 …… 尊子内親王・敦康親王²⁶

ここに分類される二人のうち、尊子内親王の母懷子は忠平男系孫伊尹女、敦康親王は忠平男系曾孫道隆の娘定子の所生だから、どちらも忠平男系子孫の外孫にあたる。

（c）忠平子孫以外 …… 源順子・藤原能子・康子内親王・藤原時姫・藤原守仁女・藤原祇子

忠平子孫以外の六人のうち、源順子は忠平本人の室、藤原能子は忠平男実頼の室、康子内親王は忠平男師輔の室、藤原時姫は忠平男系孫兼家の室、藤原守仁女は忠平男系曾孫道隆の妾妻で道頼の母、藤原祇子は忠平男系玄孫頼通の妾妻で関白師実や四条宮寛子の母であり、全員が忠平男系子孫と婚姻関係にあった。

（3）法興院

法興院は忠平の男系孫兼家により建立された。法興院を追善仏事の場合として利用した九人を兼家との関係で分類すると以下のような

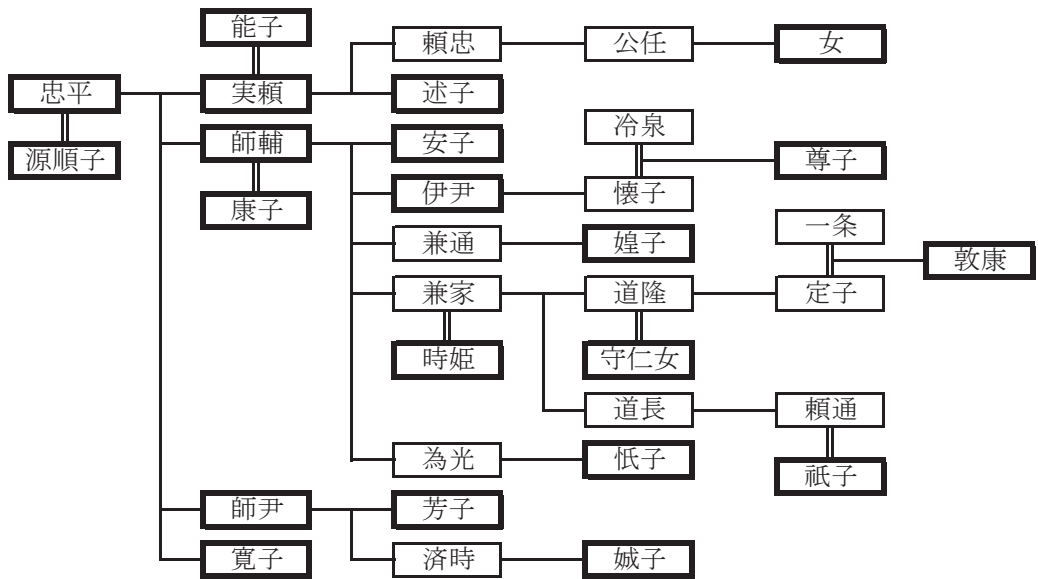


図2 法性寺を追善仏事とした人々 (太線枠)

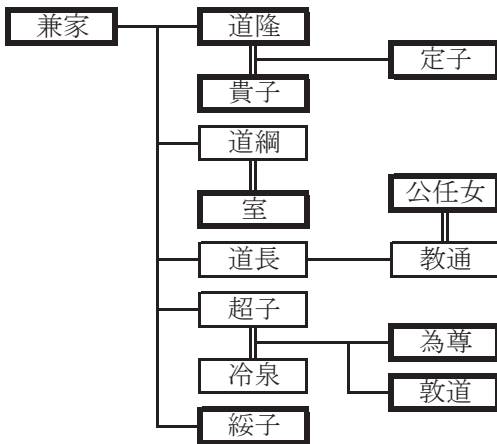


図3 法興院を追善仏事とした人々 (太線枠)

る。〔図3〕

(a) 兼家男系子孫 …… 兼家・道隆・綏子・定子

建立者兼家の追善仏事は、四十九日も周忌も法興院で行われた。他に法興院を利用した兼家男系子孫は、兼家の子女である道隆と綏子、道隆女定子の三人である。

(b) 男系子孫以外の兼家子孫 …… 為尊親王・敦道親王

ここに該当する為尊親王と敦道親王は、ともに兼家女超子を母とする兼家の外孫である。

(c) 兼家子孫以外 …… 高階貴子・藤原道綱室・藤原公任女

兼家子孫以外で法興院を追善仏事とした三人のうち、高階貴子は兼家男道隆の室、道綱室の出自は不明だが兼家男道綱の妻であり、

公任女は兼家男系孫教通の室だから、いずれも姻戚関係により兼家とつながる。

以上、極楽寺・法性寺・法興院を追善仏事の場合として利用した人々を、建立者との関係により（a）建立者の男系子孫（建立者本人を含む）、（b）男系子孫以外の建立者子孫、（c）建立者子孫以外、の三種類に分類した。その結果、「（b）男系子孫以外の建立者子孫」はすべて建立者本人または建立者男系男性子孫の外孫であり、かつ天皇・皇太子を父にもつ皇親であった点、「（c）建立者子孫以外」はすべて建立者本人またはその男系男系子孫の妻であった点、の二点がこれら三ヶ寺に共通していることを確認できた。このことから、極楽寺・法性寺・法興院を追善仏事の場合として利用したのは「建立者本人とその男系子孫、およびその妻と皇親の外孫」とまとめることができる。極楽寺をはじめとする三つの摂関建立寺院は、建立者の男系子孫とその縁者により追善仏事の場合として利用される、いわば建立者男系子孫の共用の場であった。

もっとも、建立者の男系男性子孫に限ってみれば、この三ヶ寺を追善仏事の場合として利用したのは建立者の子・孫のみであって、曾孫以下世代の男系男性子孫による利用はみられない。女性の建立者男系子孫では、子・孫のほかに曾孫が四例、玄孫が一例ある。先にみたように女性は父・夫に付属する存在と考えられるから、曾孫は男系男性子孫の娘、玄孫は男系男性曾孫の娘と言い換えることができる。建立者男系子孫の妻では、曾孫と玄孫の妻がそれぞれ一例ずつあるほかは、す

べて建立者本人かその子息・男系男性子孫の妻であった。皇親の外孫は建立者本人とその子息・男系男性子孫の外孫が大半で、それ以下の世代の外孫は一例のみである。こうしてみると、極楽寺・法性寺・法興院を追善仏事の場合として利用した人々は「建立者本人とその子息・男系男性子孫、およびその妻・娘・皇親の外孫」という範囲にほぼ収まっていたことがわかる。この範囲を外れる人々は、いずれも故人それぞれの事情による例外的な利用であった²⁷。

この三ヶ寺だけでなく他の寺院でも、追善仏事の場合としての利用は「建立者本人とその子息・男系男性子孫、およびその妻・娘・外孫」にほぼ限られていた。こうしたことから、寺院を共用する人々の集団は建立者の子息と男系男性子孫を中心に構成され、その妻・娘・外孫は父・外戚との関係によつて集団に包含されていた、と考えられる。すなわちこの集団は、始祖となる寺院建立者の子・孫という限られた世代の男性子孫とそれに直接付属する人々からなる集団であつて、氏やその分節とは異なり、世代を超えてつながる永続的な集団ではなかったのである。

3 十一世紀の「氏寺」利用と親族集団の変質

第1章でみたように、十一世紀には父方・夫方寺院を追善仏事の場合とする事例が減少し、それ以外の場所での追善仏事が増加する。このことは親族集団への帰属よりも故人の生前の生活や信仰といった個人的な事柄を重視する傾向が強まったことを示しており、親族集団への

帰属意識の低下と親族関係の変化を推測させる。そこで本章では、十一世紀に摂関により建立された二つの寺院、法成寺と平等院を取り上げ、追善仏事の場合としての用いられ方を前章でみた十世紀の摂関建立寺院と比較しつつ分析し、この時期に生じた親族集団の変化について考察していく。

(1) 法成寺

法成寺を建立した道長は、万寿四年（一〇二七）、この寺の阿弥陀堂で亡くなった⁽²⁸⁾。道長の四十九日と周忌の仏事はどちらも法成寺で行われ⁽²⁹⁾、道長の忌日を結願日とする法成寺八講は摂関家の恒例行事として長く継承された⁽³⁰⁾。

建立者道長以外に法成寺で四十九日・周忌仏事を行ったのは、道長女の彰子・妍子・威子・嬉子、道長男系孫師実の養女賢子、そして道長の外孫後冷泉天皇である。道長の正妻倫子の周忌法事は「阿弥陀堂」で行われたと『定家朝臣記』にあるが⁽³¹⁾、これは法成寺の阿弥陀堂か、もしくは倫子自身が法成寺内に建立した西北院の阿弥陀堂だろう⁽³²⁾。このように、法成寺を追善仏事の場合として利用したのは、建立者本人とその男系子孫、皇親の外孫、そしておそらくは建立者の妻であり、追善仏事の場合として共用する親族の範囲は先にみた三ヶ寺と大差がないように思われる。しかし、細かい部分をみると、追善仏事の場合としての法成寺の用いられ方は、それ以前の摂関建立寺院とは様々な点で異なっていた。

まず注目されるのは、道長女の小一条院妃寛子の追善仏事が法成寺

ではなく自宅で行われた点である。これは、寛子以外の道長女が判明する限り全員法成寺を追善仏事の場合としていることと対照的である。もっとも、法成寺を用いた道長女はすべて正妻倫子の所生であったのに対し、寛子の母は庶妻明子であった。寛子の追善仏事は父道長ではなく夫小一条院の主導で行われたと『栄花物語』にはあり⁽³³⁾、追善仏事の場合として自宅が選択された背景は不明だが、庶妻子であるがゆえに法成寺を利用できず自宅で行った可能性も考えられる。これに対し、たとえば法興院では兼家の庶妻子である道綱が妻の追善仏事を行っていて⁽³⁴⁾、法成寺に先行する摂関建立寺院では庶妻子による利用は排除されていない。

また、道長男系孫師実の養女賢子の追善仏事が法成寺で行われたケースも注目される。賢子の実父は道長の外孫源顕房だが、父の母方寺院を用いる例はほかにみられない。賢子が法成寺を追善仏事の場合としたのは、道長の孫である師実の養女となっていたためだろう。ただし、父系親族以外の養子となった場合に養父方の寺院で追善仏事を行う例はこれ以前にはみられない⁽³⁵⁾。また、賢子の追善仏事が行われた十一世紀後半は、父方寺院を追善仏事に用いなくなる時期にあたる。道長の孫以下世代で法成寺を追善仏事に用いたのは、賢子以外には道長外孫の後冷泉天皇のみであった。

後冷泉天皇の周忌仏事は、『中右記』に「昔延久元年、壞^二渡高陽院御殿^一、渡^二於法成寺中^一、後冷泉院一周闕法事被^二供養^一例云々」⁽³⁶⁾とあることから、崩御の場である高陽院の殿舎を法成寺に移築して行われたことがわかる。これまでみてきたように、皇親の追善仏事が母

方寺院で行われること自体は珍しいことではなかった。ただし先述のように、天皇の追善仏事は自身の御願寺や後院、里内裏などで行われるのが通例であり、摂関の外孫であっても四十九日や周忌の仏事が母方寺院で行われた例は他にみられない。それは後冷泉天皇と同じく道長の外孫である後一条天皇や後朱雀天皇の場合も同様であった³⁷⁾。

建立者とその男系子孫の妻では、道長正妻倫子の周忌法事が法成寺で行われたと考えられるものの、道長男の妻は追善仏事の場合が判明する六例すべてで法成寺を利用しない³⁸⁾。道長男の妻でも夫方寺院で追善仏事を行った例はあるが、利用されたのは法性寺や法興院であり、法成寺は用いられなかった。

このように、追善仏事の場合としてみた法成寺は、それ以前の摂関建立寺院と比べて様々な点で異なっていた。極楽寺以下の三ヶ寺は建立者の男系子孫やその縁者に広く利用されたが、法成寺を追善仏事の場合とした人々の範囲はそれに比べてかなり狭い。建立当初に法成寺を追善仏事の場合として利用することができたのは、建立者道長のごく身近な親族、おそらくは正妻倫子とその所生子に限定されていた。

その一方で、道長の孫以下の世代では、後冷泉天皇と賢子の二人が例外的に法成寺で追善仏事を行った。道長男で半世紀にわたり摂関の座にあった頼通と、その同母弟で後冷泉天皇の周忌法事当時に関白であった教通は、ともに天皇との外戚関係の構築に失敗しており、彼らの同母妹嬉子が産んだ後冷泉天皇は彼らが外戚として振る舞うことができる最後の天皇であった。また、賢子は白河天皇の中宮として夭折した第一皇子敦文親王やのちの堀河天皇である善仁親王を産んでお

り、養女とはいえ、道長女彰子（後一条・後朱雀天皇母）や嬉子（後冷泉天皇母）以来の摂関家出身の国母であった。このように、摂関と天皇を直接結びつける人物の追善仏事が道長の孫の世代になって例外的に法成寺で行われたことは、道長・倫子夫妻とその所生子のために建立された法成寺が、世代交代を経て、天皇とのつながりを誇示し摂関の権威を高めるための寺院へと転換したことをうかがわせる。

（2）平等院

永承七年（一〇五二）三月、頼通は宇治の別業を仏寺とし、その供養を行った³⁹⁾。これが平等院である。頼通は承保元年（一〇七四）、隠棲先の宇治で亡くなった⁴⁰⁾。その追善仏事について明確な記録はないが、『栄花物語』には四十九日法事のと京へ帰る記述があることから⁴¹⁾、頼通の四十九日は京外、おそらくは自身の建立した宇治の平等院で行われたと推測される。その後、毎年の頼通忌日仏事は平等院で行われ⁴²⁾、摂関家の恒例行事として鎌倉期に至っても続けられていた⁴³⁾。

建立者頼通自身の追善仏事は平等院で行われたと推測されるものの、その妻子の四十九日や周忌仏事に平等院は用いられない。頼通男師実は康和三年（一一〇二）、宇治で居所としていた「澤房」で亡くなった⁴⁴⁾。翌年の周忌仏事は宇治の「澤殿」、おそらくは臨終の場「澤房」と同じ邸宅で行われており⁴⁵⁾、平等院やそれ以前の摂関建立寺院は用いられない。頼通女四条宮寛子（後冷泉皇后）の四十九日は寛子自身の発願になる宇治の法定院で行われ⁴⁶⁾、やはり平等院は用いられ

なかった。また、師実と寛子の母である頼通庶妻祇子の周忌仏事は法性寺で行われており⁽⁴⁷⁾、夫方寺院だが平等院ではない。頼通正妻隆姫の四十九日仏事が行われたのは、隆姫自身が三井寺内に建立した仏堂であった⁽⁴⁸⁾。

そうした中で注目されるのが、頼通男師実の忌日仏事である。師実の忌日仏事は当初臨終の場である宇治澤殿で行われていたが⁽⁴⁹⁾、天仁二年（一一〇九）より平等院に移された。師実の男系孫で養子の忠実は、この年の師実忌日仏事に際し「今日御忌日を入^二本堂^一」、年来有^三障事^一、于^レ今不^レ入也、右大将・新大納言参入、於宇治殿御忌日を被^レ行所にて行^レ之、⁽⁵⁰⁾と日記に記している。忠実が「年来有^三障事^一」と記すのは、師実の死の直後から忠実の手により始められた平等院の改修のことだろう。この改修について杉本宏氏は、「創建期鳳凰堂から康和改修鳳凰堂への変化とは、いわば空想建築から現実的で普遍的でかつ威圧的な仏堂への、表現形式の転換であったというべきであろう。」と述べている⁽⁵¹⁾。忠実によるこの康和の改修により、平等院の印象は一変し、建立者頼通の個人的な往生祈願の場から摂関の權威を示す場へとその性格が大きく転換したのである。

もっとも、忠実の日記には「御忌日を入^二本堂^一」とあり、師実の忌日仏事に用いられたのは鳳凰堂と呼ばれる著名な阿弥陀堂ではなく、その北に位置した平等院本堂であった。追善仏事の場としては阿弥陀堂の方が相応しいように思われるが、師実の忌日仏事が移されたのは大日如来を本尊とする平等院本堂であり、しかもそこは「於宇治殿御忌日を被^レ行所」すなわち頼通の忌日仏事を行っていた場所であ

った。平等院の本堂については頼通別業時代の寝殿であった可能性が指摘されており⁽⁵²⁾、頼通の忌日仏事が平等院の本堂で行われたのはそこが生前の頼通の居所であったためかもしれない。しかし、師実の忌日仏事をそこへ移すことは、頼通から師実、そして師実忌日仏事を主催する忠実へとという摂関の直系的な継承ラインを周囲に印象づける、きわめて政治的な行動であった。

建立当初の法成寺は建立者道長と正妻倫子およびその所生子というごく狭い範囲の親族のための寺院であり、平等院は頼通の個人的な往生祈願の場として建立された。十一世紀に建立された二つの摂関建立寺院は、十世紀の摂関建立寺院とは異なり、建立者子孫の共用の場ではなかったのである。そしてこの二つの摂関建立寺院は、建立者の孫の世代になると、建立者の嫡系子孫である摂関の權威を示すための舞台装置として利用されるようになる。

十一世紀になって建立者子孫に共用される寺院が建立されなくなるのは、摂関だけでなく、それ以外の貴族にも共通した変化であった。十・十一世紀の追善仏事をみると、建立者の子孫に利用された寺院の大半は十一世紀初頭までに建立されており、それ以降に建立された寺院・仏堂は建立者子孫の追善仏事にはほとんど用いられない。そして、十一世紀末になると邸宅内等にもうけた小規模な仏堂が追善仏事の場として用いられるようになるが、そのような邸内仏堂は家主夫妻の個人的な信仰の場であって、子孫により共用される場ではなかった⁽⁵³⁾。こうした点は、法成寺や平等院が建立者とその家族のためだけに用い

られたことと類似する。

もつとも、法成寺や平等院は世代交代によって建立者嫡系子孫である摂関のための場へと転換したが、一般貴族が邸宅内等にもうけた仏堂は夫婦で共用されるが父子継承されないと指摘されており^{〔4〕}、摂関建立寺院のような性格の変化はみられない。法成寺・平等院が建立者子孫のうち嫡系である摂関のみを加護する寺院へと変質したのは、摂関という特殊な地位ゆえと考えられる。

おわりに

十・十一世紀の追善仏事では、故人の父方寺院を用いる例が最も多く、母方・夫方寺院を用いる場合でも利用されたのは基本的に母・夫の父方寺院であった。こうしたことから、追善仏事の場として寺院を共用する親族集団の性格は父系と考えられる。ただし、追善仏事の場として同じ寺院を用いる親族の範囲は、建立者の子息と男系男性子孫を含まない。追善仏事の場として寺院を共用した親族集団は、始祖となる建立者の子・孫すなわち二・三代しか存続しない、非永続的な集団であった。この集団を模式的に説明すると、次のようになる。

ある人物Aを始点とする親族集団をAとする。集団AはAの子息B・Cとその息子たち（Aの男系男性子孫）D・E・F・Gを中心に構成される。この集団の変遷を、Aの男系男性子孫Dを中心にみていく。^{〔図4〕}

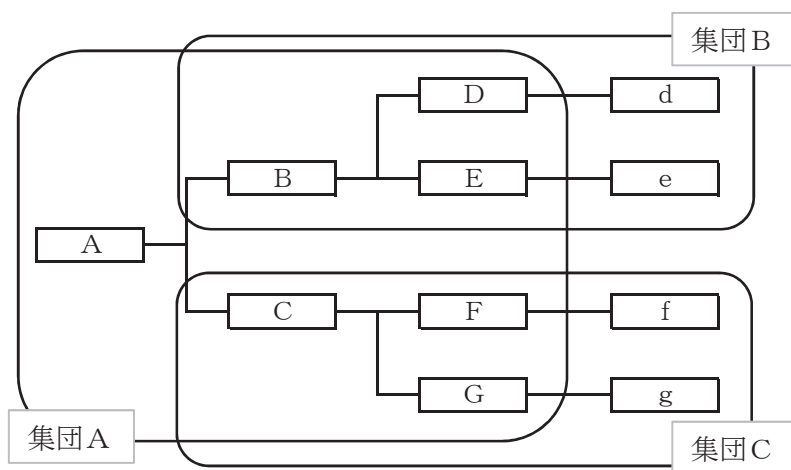


図4 平安中期の親族集団（模式図）

若い頃のDは祖父Aを始点とする集団Aに帰属する。やがて集団Aの内部には、Bを始点としその子息D・Eを中心とする集団Bと、Cを始点としその子息F・Gを中心とする集団Cが形成される。集団Aと集団B・Cは重層的に存在するが、世代交代にともなうて構成員の

帰属意識は次第に集団Aから集団B・Cに移っていき、やがて集団Aは一体感を失って後退する。Dが重点を置く親族集団は、若年期には集団A、壮年期には集団Bと、ライフステージによって変化する。そしてDの世代が死去しDの子どもたちの時代になると、次世代が新たな集団を形成するのにしたがって、集団B・Cもまた集団Aと同様に後退していく。

平安中期の親族集団はおおよそこのように、始点となる人物の子・孫を中心に構成され、世代交代にともない形成と衰退を繰り返す、非永続的な集団であったと考えられる。始点となる人物の子・孫を中心とした集団とは、すなわちキョウダイ・イトコ同士で形成される集団であり、いわばヨコの親族集団である。これに対し、氏やその分節は始祖からの系譜が問題となる、タテの親族集団であった。タテの親族集団もヨコの親族集団とともに父系であるから、夫方の親族集団に含まれることもある女性とはともかく男性に限定して考えれば、ヨコの親族集団はタテの親族集団に完全に包摂される。追善仏事の場として寺院を共用する親族集団とは、氏やその分節という父系出自集団の内部にあって、キョウダイ・イトコという比較的近い血縁者がゆるやかに結合して形成される、非永続的な集団であった。

十一世紀になると、父方・夫方寺院の利用は減少し、親族に広く共用される寺院の新たな建立もみられなくなる。代わりに増加するのが比叡山内の仏堂や自宅などの住宅を用いる他所での追善仏事であり、父方に相応の寺院がありながら他所を選択するケースも少なくなる。追善仏事の場として寺院を共用してきた親族集団への帰属意識より

も、生前の信仰や生活といった個人的な事柄が優先されるようになるのである。この時期、新たに建立される寺院や仏堂は建立者の個人的な信仰の場であり、建立者の子孫によって共用されることはほとんどなかった。

追善仏事の場にみられるこうした変化は、それまで機能してきたヨコの親族集団が次第に弱体化していったことを反映したものと考えられる。そして、それに代わって現れたのが、男性とその妻およびその所生子という、より小さな親族集団であった。この「夫妻＋子」というユニットは父子継承される中世的な「家」に類似しており、中世的「家」の成立につながると推測される。

ただし、十一世紀末の段階では、少なくとも摂関以外の一般貴族の追善仏事に関する限り、この「夫婦＋子」のユニットは父から子へと継承される永続性を未だ備えていない。非永続的なヨコの親族集団に代わって現れた「夫妻＋子」というより小さな親族集団がいかにして永続性を獲得し、父子継承される「家」へと展開するのか。それを明らかにするためには、追善仏事以外の側面からも多角的に分析し、ヨコの親族集団が日常生活の中でどのような役割を果たしていたのか、それがどのように変化していったのか、といった点を明らかにする必要がある。こうした点については今後の課題としたい。

注

- (1) 鷺見等曜「藤原実資の交遊と親族」(『前近代日本家族の構造』、弘文堂、一九八三年)。
- (2) 服藤早苗「摂関期における「氏」「家」」(『家成立史の研究』、校倉書房、一九九一年、初出一九八七年)。
- (3) 京樂真帆子「平安時代の「家」と寺」(『平安京都市社会史の研究』、塙書房、二〇〇八年、初出一九九一年)。
- (4) 高橋秀樹「祖先祭祀に見る一門と「家」」(『日本中世の家と親族』、吉川弘文館、一九九六年、初出一九九四年)。
- (5) 樋口健太郎「中世摂関家の成立と王家」(『中世摂関家の家と権力』、校倉書房、二〇一一年、初出二〇〇九年)。
- (6) 栗山圭子「中世王家の存在形態と院政」付記(『中世王家の成立と院政』、吉川弘文館、二〇一二年)。
- (7) 高橋秀樹「「家」研究の現在」(同編『生活と文化の歴史学4 婚姻と教育』、竹林舎、二〇一四年)。
- (8) 義江明子「日本古代の氏の構造」(吉川弘文館、一九八六年)。
- (9) 栗原弘「藤原道長家族の追善仏事について」(『比較家族史研究』一九、二〇〇四年)。以下、栗原氏の見解はすべてこの論文に拠る。
- (10) たとえば前掲注1鷺見論文、前掲注2服藤論文等。
- (11) 大谷久美子「『小右記』における「忌日」」(『古代文化』七十一・二、二〇一九年)。
- (12) なお、この時代の忌日仏事の場については、基本的に父方寺院が用いられたこと、既婚女性であっても夫方寺院ではなく父方寺院を利用したことが、桃裕行「忌日考」(同著作集4『古記録の研究(上)』、思文閣出版、一九八八年、初出一九六二年)に指摘されている。
- (13) 「その他寺院」に該当するケースには、①父方・母方・夫方・自己建立

寺院には分類されないが、故人の生前に何らかの関わりがあったと確認できる寺院、②故人との関係を確認できない寺院、の2種がある。このうち②には比叡山内の仏堂を用いた例が少なからず含まれる点が注目される。

- (14) 「住宅等」では、故人の生前の生活空間である自宅を用いたケースが多い。また、それ以外に、知人の僧侶の家を用いる例、故人が住宅内に設けた仏堂を用いた例など、寺院に近い性格の場も含まれる。

- (15) 醍醐天皇の孫でその皇太子となっていた慶頼王については、父も自身も皇太子という天皇に準じる存在であり、他の二世王と同列に扱うことはできないため、皇親に含めた。

- (16) 藤原師輔の周忌仏事は「天台山横川」(『日本紀略』応和元年五月四日条)で行われたが、これは師輔自身が建立した比叡山横川の楞嚴院と考えられるため、自己建立寺院の利用に分類した。また、師輔男兼通の追善仏事が楞嚴院で行われたケースは父方寺院利用に分類した。それ以外の比叡山内での追善仏事は、身分・性別を問わず、故人と用いられた仏堂の関係が判明しない。

- (17) 男性臣下の関係不明寺院利用は、藤原定文(広隆寺)・平時望(如意寺)・大江維時(靈山寺)の三例である。このうち、平時望の追善仏事に用いられた如意寺では、時望男真材の忌日に諷誦が修されており(『親信卿記』天延二年八月二十七日条)、父方親族と関係する寺院であった可能性が高い。

- (18) 上野勝之「古代貴族住宅と宗教」(西山良平・藤田勝也編著『平安京と貴族の住まい』、京都大学学術出版会、二〇一二年)。

- (19) たとえば二条第で死去した藤原道兼の葬送は別宅の栗田殿に場を移して行われ、四十九日法事も栗田殿で行われた(『栄花物語』巻四みはてぬゆめ、小学館新編日本古典文学全集『栄花物語』一・二二三頁)。以下、『栄花物語』『大鏡』については小学館新編日本古典文学全集の頁数を示す。

(20)

『栄花物語』巻一六もとのしづく(二・二一八頁)によれば、源頼定の四十九日仏事は当時の住まいであった妻方の堀河院で行われるはずであったが、妻の父藤原顕光が反対したため、妻の乳母子である実誓僧都の家で行われた。また、源経相の四十九日は「忠命内供中河房」で行われた(『春記』長暦三年十一月十日条)。経相と忠命の関係は不明である。

(21)

父方寺院利用二十例のうち、父方直系尊属以外の建立した寺院を利用する二例は、どちらも摂関の養女として入内した事例である。

藤原頼通養女姫子(敦康親王女)のケースでは、法性寺内の「村上母后御堂」が利用された。法性寺は養父頼通の高祖父忠平が建立した寺院であり、養父方の寺院といえる。また、「村上母后」は村上天皇の母穂子だから、姫子にとっては実父方高祖父の母であり、また母具平親王女の父方祖父の母でもある。ここでは一応「父方寺院利用」に分類したが、父方・母方・養父方いずれにしても非常に遠い関係であり、やや特殊な例といえる。

藤原師実養女賢子(源顕房女)の場合、追善仏事は養父師実の父方祖父道長の建立した法成寺で行われた。道長は賢子の実父顕房の母方祖父でもあるが、ここでは父の母方寺院の利用ではなく、摂関の養女であったことから法成寺が用いられた養父方寺院の利用に分類した。

(22)

その他寺院利用七例のうち比叡山内の仏堂を利用した三例を除く四例(うち二例は同一人(源泰清室)のケース)は以下のとおりである。

・藤原倫寧室：周忌仏事に用いた「山寺」は故人の臨終の場であり、西山の般若寺をさすと考えられる。

・婉子女王：周忌仏事が行われた禅林寺では毎年の忌日仏事も行われており、当時の女性の忌日仏事では父方の寺院が用いられたことから(前掲注12桃論文)、禅林寺は婉子女王の父方寺院であった可能性も考えられる。

・源泰清室：四十九日と周忌の仏事はどちらも藤原行成の建立した世

尊寺で行われているが、行成は泰清女を室としており、故人の娘の夫の建立した寺院で追善仏事を行ったと推測される。

(23)

『小右記』長和四年四月二十八日条。

(24)

代明親王以外の皇親で父方寺院を利用したのは以下の四例。

・貞辰親王(父清和天皇、母藤原基経女)：周忌仏事は棲霞寺で行われた(『吏部王記』延長八年四月二十日条)。棲霞寺は嵯峨天皇男源融の山荘を子の湛と昇が寺に改めたものであり、父方の遠縁による建立といえるが、貞辰親王との直接的な関係は不明。

・盛子内親王(父村上天皇、母源庶明女)：周忌仏事は雲林院で行われた(『小右記』長保元年七月二十七日条)。雲林院は淳和天皇の離宮を寺に改めたものであり、父村上天皇の勅願による造塔・造仏が行われている。

・楽子内親王(父村上天皇、母代明親王女)：周忌仏事が行われたのは藤原文範建立の大雲寺であった(『権記』長保元年九月二十一日条)。大雲寺には楽子内親王の父方イトコにあたる昌子内親王が観音院を建立しているため、父方親族が関与した寺院として父方寺院に分類した。

・資子内親王(父村上天皇、母藤原師輔女安子)：四十九日は同母弟円融天皇が建立した円融寺で行われた(『小右記』長和四年六月十一日条)。なお、周忌仏事は資子内親王が律師朝寿の寺に自ら建立した仏堂で行われている(『小右記』長和五年三月二十九日条)。

(25)

中村英重「氏寺と氏神」(『古代氏族と宗教祭祀』、吉川弘文館、二〇〇四年、初出一九九五年)。

(26)

『栄花物語』巻一四あさみどり(二・一六四頁)には、「法興院に故関白殿(道隆)、別にたてたてまつらせたまへりし御堂も焼けにしのち造らせたまはねば、ただ法興院にてぞせさせたまひける。」と、外祖父道隆が法興院内に建立した仏堂で行うべきところを、焼失のち再建されていなかったために法興院で行ったと語られる。一方、『御堂関白記』寛仁三年正月二十四日条には法性寺で行ったと記されている。ここで

は『御堂関白記』の記載にしたがった。

(27)

この範囲から外れるケースは、すべて法性寺を利用した事例である。建立者の男系子孫のうち唯一の玄孫である藤原公任女(教通室)の場合、忠平の法性寺内に父公任が建立した宝石院を用いた可能性が指摘されている(前掲注2服藤論文)。

建立者男系子孫の妻では、曾孫以下世代の二例は、いずれも摂関の妻妾で摂関の子を産んでおり、なおかつ受領クラスの出身であった点が注目される。忠平曾孫道隆の妻妾藤原守仁女は道頼の母だが、道頼は祖父兼家の養子となって鍾愛されており、守仁女の追善仏事も兼家を取り仕切っていた(『小右記』永祚元年九月四日条)。忠平玄孫頼通の妻妾藤原祇子は、頼通の後継師実や後冷泉皇后寛子の母である。二人とも母として子の立場に相応しい追善仏事を行う必要があり、しかし父方に相応の寺院をもたなかったために、法性寺を追善仏事の場としたのではないか。

建立者男系子孫の皇親の外孫では、建立者本人・子・孫の外孫という範囲から外れるのは敦康親王の一例のみである。敦康親王の追善仏事について、『御堂関白記』は法性寺で行われたと記すが、『栄花物語』には外祖父道隆が法興院内に建立した仏堂が焼失したために法興院で行ったとある(前掲注26参照)。外祖父の仏堂が使用できず、次善の策として法性寺を利用したのだろう。

(28)

『日本紀略』万寿四年十二月四日条。

(29)

『日本紀略』長元元年正月二十二日条、『小右記』長元元年十一月四日条。

(30)

『勘仲記』建治二年十二月四日条等から、法成寺八講は道長の死から二百年以上経った鎌倉期になっても続けられていたことが確認できる。

(31)

『定家朝臣記』天喜二年六月十日条、同十一日条。

(32)

『栄花物語』卷一六ものしづく(二・二四七頁)によれば、西北院の中心は阿弥陀仏を本尊とする三間四面檜皮葺の仏堂であった。

(33)

『栄花物語』卷二六楚王のゆめ(二・二五三頁)。

(34) 『小右記』長保元年八月四日条。

(35)

たとえば頼通は正室隆姫の妹にあたる具平親王女が産んだ敦康親王女姫子を養女としたが、姫子の追善仏事は法性寺内の仏堂や自宅で行われており(『春記』長暦三年十月八日条、同長久元年八月二十八日条)、法成寺は利用されていない。前掲注21参照。

(36)

『中右記』大治五年七月二日条。

(37)

後一条天皇の追善仏事の場合は史料上に明記されていないが、四十九日法事の前に『院内』の清掃を行っていること等から(『左経記』長元九年五月二十四日条等)、葬送所とされた上東門院で行ったと推測される。後朱雀天皇については『中右記』大治四年閏七月十一日条に「本所」すなわち生前の居所で行われたとあり、最後の里内裏であり讓位・崩御の場でもある東三条第で行われたと考えられる。いずれにしても、法成寺は追善仏事の場として用いられていない。

(38)

道長男の妻で追善仏事の場が判明するのは、以下の六名。

・隆姫女王(頼通室)：四十九日は三井寺の常行堂で行われたが(『扶桑略記』寛治二年正月十日条)、これは隆姫が自ら建立した仏堂であった(『寺門伝記補録』八)。

・藤原祇子(頼通妻妾、師実・寛子母)：周忌法事は法性寺で行われており(『春記』天喜二年五月十九日条)、夫方寺院利用だが法成寺は用いない。前掲注27参照。

・藤原公任女(教通室)：四十九日は父方の法性寺で(『日本紀略』万寿元年二月二十四日条)、周忌は夫方の法興院で行われた(『小右記』万寿元年十二月十九日条)。夫方寺院を利用するが、法成寺は用いない。

・禊子内親王(教通室)：四十九日は自宅で行われた(『春記』永承三年三月十六日条)。

・藤原行成女(長家室)：四十九日は父の建立した世尊寺で行われた(『栄花物語』一六ものしづく(二・二三一頁))。

・藤原齊信女(長家室)：四十九日は父方祖父為光の法住寺で行われ

- た(『小右記』万寿二年十月十六日条)。
- (39) 『扶桑略記』永承七年三月二十八日条。
- (40) 『百鍊抄』承保元年二月二日条。
- (41) 『榮花物語』卷三九布引の滝(三、四六七頁)。
- (42) 『中右記』寛治二年二月二日条等。
- (43) 『勘仲記』弘安五年二月二日条等。
- (44) 『殿暦』康和三年二月十三日条。
- (45) 『殿暦』康和四年正月二十六日条、同二月十三日条。
- (46) 『中右記』大治二年九月二十八日条。
- (47) 『春記』天喜二年五月十九日条、前掲27、38参照。
- (48) 前掲注38参照。
- (49) 『殿暦』康和五年二月十三日条、同長治二年二月十三日条。
- (50) 『殿暦』天仁二年二月十三日条。なお、このとき参入した右大將は家忠、新大納言は経実で、ともに師実の子息である。
- (51) 杉本宏『日本の遺跡6 宇治遺跡群』(同成社、二〇〇六年)。
- (52) 清水擴「平等院伽藍の構成と性格」(『平安時代仏教建築史の研究』、中央公論美術出版、一九九二年、初出一九八八年)。
- (53) 高橋秀樹「院政期貴族の祖先祭祀空間」(高橋、前掲注4著書)。
- (54) 前掲53高橋論文。

◎追善仏事の場所で鉤括弧は原文表記、丸括弧は正日仏事。第一章での区分を基準に、「父方寺院」「母方寺院」「夫方寺院」「自己建立寺院」「その他寺院」「住宅等」の六種に分類した。なお、本文で取り上げた事例については注記を省略した。

【表 A】 男性臣下の追善仏事の場

No.	氏名	父	夫	没年	西暦	月	日	四十九日（場所／分類／典拠）		
								周忌（場所／分類／典拠）		
A01	藤原定文	高藤	—	延喜 7	907	10	17	— 広隆寺（※1）	その他	『春記』長暦二年十月十一日条
A02	藤原菅根	良尚	—	延喜 8	908	10	7	— 延暦寺「比叡」	その他	『春記』長暦二年十月十一日条
A03	藤原道明	保蔭	—	延喜 20	920	6	17	— 道澄寺	父方	『左経記』長元九年六月一日条
A04	藤原定方	高藤	—	承平 2	932	8	4	— 自宅	住宅等	『勅修寺旧記』
A05	平時望	惟範	—	天慶 1	938	2	25	— 如意寺（※1）	その他	『貞信公紀』天慶元年四月十三日条
A06	藤原仲平	基経	—	天慶 8	945	9	1	— 極楽寺	父方	『貞信公紀』天慶八年十月二十二日条
A07	藤原忠平	基経	—	天曆 3	949	8	14	— 法性寺	自己	『日本紀略』天曆三年十月四日条
A08	藤原師輔	忠平	—	天徳 4	960	5	4	— 法性寺	父方	『日本紀略』天徳四年六月二十二日条
A09	大江維時	千古	—	応和 3	963	6	7	— 靈山寺（※1）	自己	『日本紀略』応和元年五月四日条
A10	藤原顕忠	時平	—	康保 2	965	4	24	— 極楽寺	父方	『日本紀略』康保三年四月七日条
A11	藤原師尹	忠平	—	安和 2	969	10	15	— 法性寺	父方	『日本紀略』安和二年十二月四日条
A12	藤原実頼	忠平	—	天禄 1	970	5	18	— 法性寺	父方	『日本紀略』天禄元年七月三日条

No.	氏名	父	夫	没年	西暦	月	日	四十九日 (場所／分類／典拠)		
								周忌 (場所／分類／典拠)		
A13	藤原伊尹	師輔	—	天禄 3	972	11	1	法性寺 —	父方	『日本紀略』天禄三年十二月十七日条
A14	藤原義孝	伊尹	—	天延 2	974	9	16	「桃園殿御堂」 —	住宅等	『親信卿記』天延二年閏十月三日条
A15	藤原兼通	師輔	—	貞元 2	977	11	8	— 延暦寺楞嚴院 (※ 2)	父方	『日本紀略』天元元年十一月一日条
A16	藤原尹忠	道明	—	永延 2	988	8	2	— 道澄寺	父方	『小右記』永祿元年六月五日条
A17	源致方	重信	—	永祿 1	989	3	19	円成〔城〕寺 (※ 3) —	父方	『小右記』永祿元年五月九日条
A18	藤原頼忠	実頼	—	永祿 1	989	6	26	法性寺東北院 —	父方	『日本紀略』永祿元年八月十一日条
A19	藤原永年	尹文	—	永祿 1	989	12	30	— 延暦寺「台山」	その他	『小右記』正暦元年十二月二十五日条
A20	藤原兼家	師輔	—	正暦 1	990	7	2	法興院 法興院	自己 自己	『小右記』正暦元年八月十二日条 『日本紀略』正暦二年六月二十一日条
A21	藤原為光	師輔	—	正暦 3	992	6	16	法住寺 —	自己	『日本紀略』正暦三年八月五日条
A22	藤原道隆	兼家	—	長徳 1	995	4	10	法興院 —	父方	『日本紀略』長徳元年五月十九日条
A23	藤原道兼	兼家	—	長徳 1	995	5	8	栗田殿 —	住宅等	『栄花物語』四
A24	源重光	代明親王	—	長徳 4	998	7	10	— 円明寺 (※ 4)	父方	『権記』長保元年七月二日条
A25	源宣方	重信	—	長徳 4	998	—	—	自宅 —	住宅等	『本朝文粹』一四

No.	氏名	父	夫	没年	西暦	月	日	四十九日 (場所／分類／典拠)		
								周忌 (場所／分類／典拠)		
A26	源時中	雅信	—	長保 3	1001	12	29	仁和寺	父方	『権記』長保四年正月十八日条
A27	藤原懷平	斉敏	—	寛仁 1	1017	4	18	—	その他	『小右記』寛仁二年四月十五日条
								延暦寺「天台法華堂」		
A28	源頼定	為平親王	—	寛仁 4	1020	6	11	「女御の御乳母子の実誓僧都の家」	住宅等	『栄花物語』一六
								—	—	—
A29	藤原道長	兼家	—	万寿 4	1027	12	4	法成寺	自己	『左経記』長元元年正月二十二日条
								法成寺	自己	『日本紀略』長元元年十一月四日条
A30	藤原行成	義孝	—	万寿 4	1027	12	4	世尊寺	自己	『左経記』長元元年正月二十二日条
								—	—	—
A31	源経相	時中	—	長暦 3	1038	10	7	「忠命内供中河房」	住宅等	『春記』長暦三年十一月十日条
								—	—	—
A32	藤原公成	実成	—	長久 4	1043	6	24	「法性寺中先公建立常行三昧堂」	父方	『続本朝文粹』一三
								—	—	—
A33	藤原実資	斉敏	—	永承 1	1046	1	18	法性寺東北院	父方	『続本朝文粹』一三
								法性寺東北院	父方	『続本朝文粹』一三
A34	藤原信長	教通	—	嘉保 1	1095	9	3	九条堂	住宅等	『中右記』嘉保元年十月十五日条
								—	—	—
A35	源顕房	師房	—	嘉保 1	1095	9	5	朱雀堂	住宅等	『中右記』嘉保元年十月二十二日条
—										

※ 1 本文注 17 参照。

※ 2 本文注 16 参照。

※ 3 致方の父方曾祖父宇多天皇が保護した円城寺とみて、ここでは父方寺院に分類した。

※ 4 円明寺は重光の弟保光が建立した寺院。

【表B1】女性臣下(后妃)の追善仏事の場合

No.	氏名	父	夫	没年	西暦	月	日	四十九日(場所／分類／典拠)		
								周忌(場所／分類／典拠)	父方	
B I 01	藤原温子	藤原基経	宇多	延喜 7	907	6	8	極楽寺 —	父方	『西宮記』一二
B I 02	藤原高子	藤原長良	清和	延喜 10	910	3	24	東光寺 —	自己	『日本紀略』延喜十年五月十日条
B I 03	藤原述子	藤原実頼	村上	天曆 1	947	10	5	法性寺 —	父方	『日本紀略』天曆元年十一月二十日条
B I 04	藤原穩子	藤原基経	醍醐	天曆 8	954	1	4	二条院 弘徽殿	住宅等 住宅等	『西宮記』臨時四 『扶桑略記』天曆九年正月四日条 『日本紀略』康保元年六月十六日条、同 十七日条
B I 05	藤原安子	藤原師輔	村上	康保 1	964	4	9	東院・法性寺 法性寺・西寺	父方 父方	『日本紀略』康保二年四月二十四日条、 同二十七日条
B I 06	藤原芳子	藤原師尹	村上	康保 4	967	7	29	— 法性寺	父方	『日本紀略』安和元年七月二十五日条
B I 07	藤原媼子	藤原兼通	円融	天元 2	979	6	3	— 法性寺	父方	『日本紀略』天元三年五月二十八日条
B I 08	藤原低子	藤原為光	花山	寛和 1	985	7	18	法性寺 —	父方	『日本紀略』寛和元年閏八月二日条
B I 09	藤原定子	藤原道隆	一条	長保 2	1000	12	16	法興院 法興院	父方 父方	『権記』長保三年正月二十九日条 『権記』長保三年十二月四日条
B I 10	藤原詮子	藤原兼家	円融	長保 3	1001	12	22	慈徳寺・東三条院 慈徳寺、(東三条院)	自己	『権記』長保四年二月七日条、同十日条 『権記』長保四年十二月二十一日条、同 二十二日条
B I 11	藤原綏子	藤原兼家	三条	寛弘 1	1004	2	7	法興院 —	父方	『権記』寛弘元年三月二十三日条

No.	氏名	父	夫	没年	西暦	月	日	四十九日 (場所／分類／典拠)		
								周忌 (場所／分類／典拠)		
B112	莊子女王	代明親王	村上	寛弘 5	1008	7	16	「中務宮」(※1)	住宅等	『権記』『小記目録』寛弘五年九月四日条
B113	藤原遵子	藤原頼忠	円融	寛仁 1	1017	6	1	—		
								四条宮	住宅等	『小右記』寛仁元年七月十九日条
								法性寺宝石院(※2)	父方	『小右記』寛仁二年五月二十九日条
								三条宮	住宅等	『栄花物語』二五
B114	藤原成子	藤原济時	三条	万寿 2	1025	3	25	法性寺	父方	『左経記』万寿三年三月二十三日条
B115	藤原寛子	藤原道長	小一条院	万寿 2	1025	7	9	自宅	住宅等	『小右記』万寿二年八月二十四日条
B116	藤原嬉子	藤原道長	後朱雀	万寿 2	1025	8	5	法成寺	父方	『小右記』万寿二年九月二十一日条
								法成寺	父方	『左経記』万寿三年八月四日条
								法成寺	父方	『小右記』万寿四年十月二十八日条
B117	藤原妍子	藤原道長	三条	万寿 4	1027	9	14	法成寺、(枇杷第)	父方	『小右記』長元元年九月九日条、同十四日条
B118	藤原成子	藤原道長	後一条	長元 9	1036	9	6	法成寺	父方	『山槐記』元暦元年八月十一日条
B119	源子女王	敦康親王	後朱雀	長暦 3	1039	8	28	「本所」	住宅等	『春記』長暦三年十月八日条
								法性寺「村上月后御堂」(※3)	父方	『春記』長久元年八月二十八日条
								法成寺	父方	『勘仲記』承応五年九月十日条
B120	藤原彰子	藤原道長	一条	承保 1	1074	10	3	—		
B121	藤原賢子	源顯房	白河	応徳 1	1084	9	22	法成寺(※3)	父方	『為房卿記』応徳二年九月十五日条

※1 「中務宮」は莊子女王所生の具平親王を指す。

※2 法性寺宝石院は遵子の同母弟公任が建立した。

※3 本文注 21 参照。

【表BⅡ】女性臣下（后妃以外）の追善仏事の場合

No.	氏名	父	夫	没年	西暦	月	日	四十九日（場所／分類／典拠）		
								周忌（場所／分類／典拠）		
BⅡ01	宮道列子	宮道弥益	藤原高藤	延喜 7	907	10	17	—		
								勸修寺（※1）	夫方	『春記』長暦二年十月十一日条
BⅡ02	源順子	宇多？	藤原忠平	延長 3	925	4	4	法性寺、（自宅）	夫方	『貞信公記』延長三年五月十八日条
								—		
BⅡ03	藤原満子	藤原高藤	—	承平 7	937	10	13	—		
								勸修寺（※2）	父方	『本朝世紀』天慶元年十月十二日条
BⅡ04	藤原善子	不明	藤原仲平	天慶 5	942	—	—	極楽寺	夫方	『春記』長暦二年十月十一日条
								—		
BⅡ05	藤原寛子	藤原忠平	重明親王	天慶 8	945	1	18	法性寺	父方	『貞信公記』天慶八年三月五日条
								樓霞寺（※3）	夫方	『吏部王記』天慶九年正月十七日条
BⅡ06	藤原実頼女	藤原実頼	源高明	天曆 1	947	5	21	極楽寺	父方	『日本紀略』天曆元年七月八日条
								—		
BⅡ07	藤原能子	藤原定方	醍醐・藤原実頼	康保 1	964	4	11	法性寺	夫方	『日本紀略』康保元年五月二十六日条
								勸修寺	父方	『日本紀略』康保二年四月三日条
BⅡ08	藤原倫寧室	不明	藤原倫寧	康保 1	964	—	—	自宅	住宅等	『嵯峨日記』上
								「山寺」（※4）	その他	『嵯峨日記』上
BⅡ09	藤原時姫	藤原中正	藤原兼家	天元 3	980	1	21	法性寺	夫方	『日本紀略』天元三年三月九日条
								—		
BⅡ10	源惟正女	源惟正	藤原実資	寛和 2	986	5	8	東塔常行堂、（天安寺）	その他	『小右記』永延元年五月四日条、同日条
								「岩殿」（※5）	夫方	『小右記』永延二年閏五月九日条
BⅡ11	藤原文範室	不明	藤原文範	永延 2	988	—	—	—		
								—		
BⅡ12	藤原守仁女	藤原守仁	藤原道隆	永延 2	988	—	—	法性寺	夫方	『小右記』永祿元年九月四日条

No.	氏名	父	夫	没年	西暦	月	日	四十九日 (場所／分類／典拠)		
								周忌 (場所／分類／典拠)		
BⅡ13	源保光女	源保光	藤原懷平	正暦 4	993	2	29	円明寺	父方	『小右記』 正暦四年四月十六日条
								—		
BⅡ14	高階貴子	高階成忠	藤原道隆	長徳 2	996	10	—	法興院	夫方	『小記目録』 長徳三年十月九日条
								—		
BⅡ15	婉子女王	為平親王	花山・藤原実資	長徳 4	998	7	13	—		
								禅林寺 (※ 4)	その他	『小右記』 長保元年七月三日条
BⅡ16	藤原道綱室	不明	藤原道綱	長徳 4	998	—	—	法興院	夫方	『小右記』 長保元年八月四日条
								—	住宅等	『小右記』 長保元年七月八日条
BⅡ17	藤原佐理女	藤原佐理	藤原懷平	長保 1	999	—	—	—		
								自宅	住宅等	『権記』 長保四年七月三日条
BⅡ18	源経房室	不明	源経房	長保 4	1002	5	17	自宅	住宅等	『権記』 長保五年五月十一日条
								—		
BⅡ19	源泰清女	源泰清	藤原行成	長保 4	1002	10	16	自宅、(愛宕寺)	住宅等	『権記』 長保五年十月十五日条
								世尊寺 (※ 4)	その他	『権記』 寛弘七年五月二十四日条
BⅡ20	源泰清室	不明	源泰清	寛弘 7	1010	4	5	世尊寺 (※ 4)	その他	『権記』 寛弘八年四月五日条
								—		
BⅡ21	峻子女王	代明親王	藤原頼忠	長和 3	1014	7	16	法性寺東北院	夫方	『小右記』 長和四年閏六月二十四日条
								世尊寺	母方？	『小右記』 長和四年五月十五日条
BⅡ22	藤原懷平女	藤原懷平	—	長和 4	1015	4	2	自宅	住宅等	『小右記』 長和五年三月十七日条
								觀音寺	自己	『御堂関白記』 長和五年九月五日条
BⅡ23	藤原穆子	藤原朝忠	源雅信	長和 5	1016	7	26	自宅	住宅等	『御堂関白記』 寛仁元年七月二十二日条、同二十七日条
								法性寺東北院	父方	『小右記』 寛仁元年八月二十五日条
BⅡ24	藤原懷平女	藤原懷平	源経房	寛仁 1	1017	7	13	—		
								世尊寺	父方	『榮花物語』 一六
BⅡ25	藤原行成女	藤原行成	藤原長家	治安 1	1021	3	19	—		

No.	氏名	父	夫	没年	西暦	月	日	四十九日 (場所／分類／典拠)		
								周忌 (場所／分類／典拠)		
BⅡ26	藤原公任女	藤原公任	—	治安 3	1023	3	—	法性寺宝石院	父方	『小右記』 治安三年五月十六日条
BⅡ27	藤原公任女	藤原公任	藤原教通	万寿 1	1024	1	6	法性寺	父方	『日本紀略』 万寿元年二月二十四日条
								法興院	夫方	『小右記』 万寿元年十二月十九日条
BⅡ28	藤原斉信女	藤原斉信	藤原長家	万寿 2	1025	8	29	法住寺	父方	『小右記』 万寿二年十月十六日条
								—		
BⅡ29	藤原隆家女	藤原隆家	敦儀親王	長元 1	1028	8	23	比叡山「天台東塔法花三昧堂」	その他	『小右記』 長元元年十月十日条
								—		
BⅡ30	源重光室	行明親王	源重光	長元 1	1028	10	—	世尊寺	夫方	『小右記』 長元元年十一月二十九日条
								—		
BⅡ31	藤原資平女	藤原資平	—	長元 3	1030	6	23	「律師房」	住宅等	『小右記』 長元三年八月十六日条
								—		
BⅡ32	藤原経任室	不明	藤原経任	長元 3	1030	6	28	比叡山「横川」	その他	『小右記』 長元三年八月十六日条
								—		
BⅡ33	藤原祇子	藤原頼成	藤原頼通	天喜 1	1052	5	23	法性寺、(自宅)	夫方	『春記』 天喜二年五月十九日条、同二十三日条
								—		
BⅡ34	源倫子	源雅信	藤原道長	天喜 1	1052	6	11	「阿弥陀堂」(法成寺か)	夫方	『定家朝臣記』 天喜二年六月十日条
								三井寺常行堂	自己	『扶桑略記』 寛治二年正月十日条
BⅡ35	源隆姫	具平親王	藤原頼通	寛治 1	1087	11	22	—		

※1 勧修寺は列子所生の定方が建立した寺院だが、子は夫方に属するため、夫方寺院に分類した。

※2 勧修寺は満子のキョウダイ定方が建立した寺院である。

※3 棲霞寺は嵯峨天皇の皇子源融の山荘を融の子息湛・昇が寺としたもの。寛子の夫重明親王の母は昇女で、その関係か重明親王は棲霞寺に仏堂をもうけている。

※4 本文注 22 参照。

※5 「岩敷」はおそらく夫文範建立の大雲寺を指すと考えられることから、夫方寺院に分類した。

【表C】 皇親の追善仏事の場合

No.	氏名	父	母	没年	西暦	月	日	四十九日 (場所／分類／典拠)		
								周忌 (場所／分類／典拠)	周忌 (場所／分類／典拠)	周忌 (場所／分類／典拠)
301	均子内親王	宇多	藤原温子	延喜 10	910	2	25	極楽寺	母方	『貞信公記』延喜十年四月十日条
302	保明親王	醍醐	藤原穩子	延長 1	923	3	21	極楽寺	母方	『貞信公記』延長二年三月八日条、同九日条
303	慶頼王	保明親王	藤原時平女	延長 3	925	6	18	極楽寺	母方	『貞信公記』延長三年八月七日条
304	貞辰親王	清和	藤原基経女	延長 7	929	4	21	極楽寺・西寺	母方	『貞信公記』延長四年六月十七日条
305	代明親王	醍醐	藤原連永女	承平 7	937	3	29	醍醐寺	父方	『吏部王記』天慶元年三月二十九日条
306	康子内親王	醍醐	藤原穩子	天徳 1	957	6	6	法性寺 (※ 2)	夫方	『日本紀略』天徳元年七月二十二日条
307	理子内親王	村上	源庶明女	天徳 4	960	4	21	法性寺 (※ 2)	夫方	『日本紀略』天徳二年六月四日条
308	尊子内親王	冷泉	藤原懷子	寛和 1	985	5	2	園城寺	その他	『日本紀略』天徳四年六月九日条
309	章明親王	醍醐	藤原兼輔女	正暦 1	990	9	22	法性寺	母方	『小右記』寛和元年六月十七日条
310	盛子内親王	村上	源庶明女	長徳 4	998	7	20	紀寺	その他	『小右記』正暦元年十一月七日条
311	楽子内親王	村上	代明親王女	長徳 4	998	9	16	雲林院 (※ 1)	父方	『小右記』長保元年七月二十七日条
312	昌子内親王	朱雀	保明親王女	長保 1	999	12	1	大雲寺 (※ 1)	父方	『雅記』長保元年九月二十一日条
								観音院・本宮庁	自己	『小記目録』長保二年正月十九日条、同二十日条

No.	氏名	父	母	没年	西暦	月	日	四十九日 (場所／分類／典拠)		
								周忌 (場所／分類／典拠)		
313	為尊親王	冷泉	藤原超子	長保 4	1002	6	13	法興院	母方	『権記』長保四年八月一日条
								比叡山「横川慧心院」	その他	『権記』長保五年六月十三日条
314	敦道親王	冷泉	藤原超子	寛弘 4	1007	10	2	法興院	母方	『御堂関白記』寛弘四年十一月二十日条
								—		
315	資子内親王	村上	藤原安子	長和 4	1015	4	26	円融寺 (※1)	父方	『小右記』長和四年六月十一日条
								律師朝寿の寺に自ら建立した仏堂	自己	『小右記』長和五年三月二十九日条
316	敦康親王	一条	藤原定子	寛仁 2	1018	12	17	法性寺	母方	『御堂関白記』寛仁三年正月二十四日条
								法性寺	母方	『小右記』寛仁三年十二月十二日条
317	禪子内親王	三条	藤原敏子	永承 3	1048	①	29	自宅	住宅等	『春記』永承三年三月十六日条
								—		
318	良子内親王	後朱雀	禪子内親王	承暦 1	1077	8	26	世尊寺	その他	『氷左記』承保四年九月二十九日条
								—		
319	禪子内親王	三条	藤原妍子	嘉保 1	1095	1	16	—		
								自宅	住宅等	『中右記』嘉保元年十二月十五日条
								自宅	住宅等	『中右記』永長元年九月二十一日条
320	媞子内親王	白河	藤原賢子	永長 1	1096	8	7	自宅	住宅等	『中右記』承徳元年七月二十二日条

※1 本文注 24 参照。

※2 法性寺は夫藤原師輔の父忠平が建立した夫方寺院である。